

ksk-info

発行元 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会
福祉部 施設・団体事業推進課内
社会福祉法人経営改善支援事業担当

電話 044-739-8722 (相談専用)

F A X 044-739-8737

E-mail keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp

H P <http://www.csw-kawasaki.or.jp>

「ksk」とは川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業の略称です【Kawasakisishakyo Shakaifukushihoujin Keieikaizensienjigyo】

「ksk-info」は川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業が4半期に1度発行している情報誌です。配信希望の川崎市社会福祉協議会会員の法人・施設にメールまたは、FAXにて社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしております。法人・施設内で情報を共有してご活用ください。

経営相談

社会福祉事業者の経営知識・法人運営に関する相談を受け付けております。

無料

経営改善支援事業とは？

【相談方法】

- ①悩みがあったらご連絡ください(メール・電話・FAX ご都合のよい方法で)
- ②市社協で相談受付後、後日コンサルタントによる回答をメール(FAX)でご返信いたします(相談内容によっては対応が難しい場合もございます)
- ③面談・訪問相談も可能です(日時は要相談)

受付時間

- 電話：月曜日～金曜日 9時～16時
- メール・FAX：随時受付

連絡先

- 上記電話番号・FAX 又は [E-mail](mailto:keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp) にてご連絡ください。



川崎市内で運営している社会福祉法人が健全な運営を図り、利用者が安心して継続的なサービスを受けられる環境を確保するための事業です。

社会福祉事業者が抱える「悩み相談」から経営の健全化を目指す法人をサポートいたします。

※相談内容、利用した法人名等の守秘義務が課せられており、情報は事業に係る職員のみで取扱いを行っております。

事業案内チラシはこちらをクリック

○研修会終了報告

平成29年2月10日、当事業の相談員である松本氏を講師に「社会福祉法人 経理担当者向け研修会～社会福祉法人会計基準の理解と本年度決算の留意点～」として研修会を開催し、法人(施設)の経理を担当する職員等41名の参加がありました。

参加者からは「とてもわかりやすかった」「また受講したい」「わかりやすい資料で施設に戻ってからも参考になります」等好評をいただきました。

今後も法人(施設)を対象に、実態に即した事業を企画してまいりますので、ご参加をお願いします。



三 二 情 報

「改正個人情報保護法」が平成29年5月30日から全面施行されます

今回の改正により取り扱う個人情報の数が5,000人以下の事業者も規制の対象となりました。

詳しくは「個人情報保護委員会」等のホームページをご覧ください。

<http://www.ppc.go.jp/personal/preparation/>

ご活用下さい!



かわさき福祉情報サイト「ふくみみ」

川崎市社会福祉協議会地域福祉情報バンクが運営しています福祉に関する情報発信サイトでは、市内の「団体検索」「図書・DVD検索」「講師検索」等、福祉に関する様々な情報を発信しています。法人内の研修や勉強会等でご活用下さい。

詳しくは「川崎 ふくみみ」で検索を!
<http://k-fukumimi.com/index.html>

相談担当専門家からの

あるある相談コーナー【第 12 回目】



第 12 回 社会福祉充実残額と社会福祉充実計画

みなさん、こんにちは。さて今回は、いよいよ今年度決算から始まる、社会福祉充実計画について解説いたします。社会福祉充実残額は、“社会福祉法人に残っている財産を、地域の幅広い福祉活動のために活用させよう”という主旨のもので、関係者の皆様の中にも賛否両論、いろいろあると思います。ただこのことは社会福祉法の改正によって法定化され、今年の4月から施行されることが決まっていますから、法治国家である日本で生活をする我々は、これを遵守しなければなりません。今回は、この内容の賛否を述べるのではなく、その考え方とこれからしなければならないことのポイントについて、まとめておこうと思います。

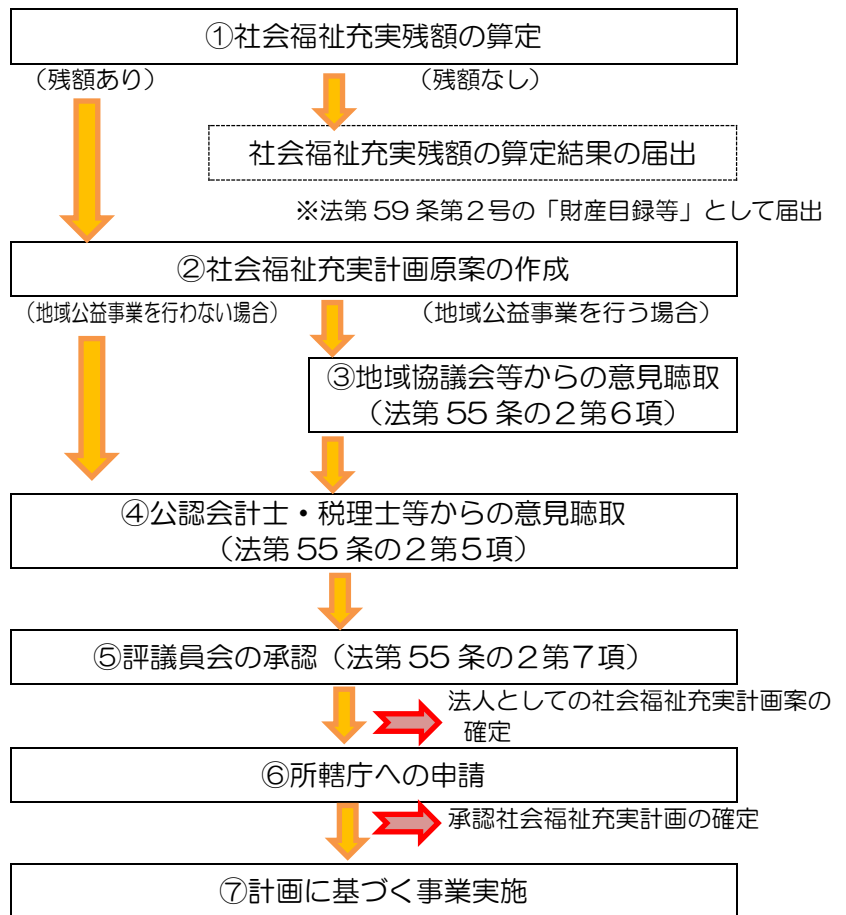
(1) 社会福祉充実残額と社会福祉充実計画

社会福祉充実計画（以下「計画」といいます。）を策定するためにはまず、社会福祉充実残額（以下「残額」といいます。）を算出する必要があります（右図①）。この残額は、いわゆる法人に留保された財産の額を算定したもので、この額が存在する法人に限って、計画を策定する必要が生じます。逆に言えば、残額を算出した結果がマイナスであれば、計画を策定する必要はありません。

残額が生じた法人は、次にこの計算結果に基づいて計画の原案を作成します（右図②）。一般的に計画は5年計画とします。次に原案について、必要に応じて地域協議会等からの意見聴取を行います（右図③）。以上の手続きを経て原案が確定したら、その計画の妥当性について会計専門家からの意見を聴取します（右図④）。

その結果計画の妥当性が認められたら、6月末に開催される定時評議員会で承認を受け（右図⑤）、所轄庁に申請して承認されることによって（右図⑥）計画が確定します。

以後、この計画にしたがって地域への貢献を実行していくことになります。



(2) 残額の算出

残額は法人全体の貸借対照表から算出します。これは当該社会福祉法人の余裕財産の額を算定したものですので、基本的な計算式としては、実際に存在する財産から法人運営に必要不可欠な財産を控除して求めます。そのための計算式は、次のものを使用します。

$$\text{社会福祉充実残額} = \text{活用可能な財産の額} - \text{控除対象財産額}$$

ここでいう「活用可能な財産の額」が、上記の“実際に存在する財産”の額のことです。この額は次の計算式で算出します。

$$\text{活用可能な財産の額} = \text{総資産} - \text{総負債} - \text{基本金} - \text{国庫補助金等特別積立金}$$

総資産から総負債を控除したものは、言うまでもなく純資産です。そこからさらに基本金と国庫補助金等特別積立金を控除すれば、算出された額は「その他の積立金」と「次期繰越活動増減差額」の合計額、ということになり、これが「活用可能な財産」の額として認識されます。

しかしそもそも純資産の額の中には、すべての資産、つまり流動資産も固定資産もすべてが含まれています。例えば民間企業の持つ社屋は場合によっては現金化することが可能ですが、社会

福祉法人における建物は基本財産そのものであり、現金化できることは皆無といってよい資産で、そのようなものまでも「活用可能な財産」として認識されてしまえば、事業の継続性が担保できなくなってしまいます。そこで、社会福祉法人が社会福祉事業を継続していくために必要不可欠な財産を「控除対象財産」として位置づけ、この額を「活用可能な財産」の額から控除することにしました。

さてここで次に問題になるのが、「控除対象財産」の額の計算方法です。この控除対象財産には次の3つのものが定義されていますので、それぞれの内容について簡単に紹介します。

① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

この額は、原則として法人全体の貸借対照表の勘定科目からほぼ機械的に求めます。具体的には、貸借対照表科目の中から右に列記した勘定科目に計上された額をピックアップして合計して求めます。この額を求める際には、まずその全額が控除対象財産とされるものと、その資産の使用状況を確認して控除対象財産とできるものとできないものを選別する必要のあるものがありますので、注意が必要です。またこの中には現金預金や積立資産などが含まれていませんが、控除対象財産は、その財産が確実に社会福祉事業等の現在実施している事業に活用されることが条件となっているため、他の目的で使用される可能性のある財産は対象とされていない、という考え方に基いています。

控除対象となるもの	流動資産	未収補助金・貯蔵品以外の棚卸資産 前払費用・短期貸付金
	固定資産	基本財産 土地・建物 ※負債・基本金・国庫補助金等特別積立金を調整 その他の固定資産 建設仮勘定・長期貸付金 差入保証金・長期前払費用
社会福祉限り事業控除の対象となるもの	流動資産	貯蔵品・前払金 1年以内回収予定長期貸付金・仮払金 その他の流動資産
	固定資産	基本財産 定期預金・投資有価証券 その他の固定資産 土地・建物・構築物・機械及び装置 車輜運搬具・器具及び備品 有形リース資産・権利・ソフトウェア 無形リース資産・その他の固定資産

② 再取得に必要な財産

社会福祉事業に使用している建物等は、将来いつか使用に耐えなくなって、再取得しなければならなくなるときが必ず到来します。そのときに備えておくべき財産の額が、この「再取得に必要な財産」の額で、次の計算式で求めたそれぞれの額を合計した額を求めます。

- A) 将来の建替費用 $\text{建物減価償却累計額} \times \text{建設単価上昇率} \times \text{自己資金比率}(22\%)$
- B) 大規模修繕費用 $\text{建物減価償却累計額} \times \text{大規模修繕費用割合}(30\%) - \text{過去の大規模修繕費}$
- C) 設備更新費用 建物以外の固定資産に係る償却累計額

A) の将来の建替費用は、決算時における減価償却累計額に、建設単価上昇率と自己資金比率を乗じて求めます。このときの建設単価上昇率とは、その建物を今建替えようとしたら、建てた当時の何倍ぐらいの値段になるかを比率で表したもので、厚労省が年度別の掛け率を一覧表で示しているものを参照して使用します。また自己資金比率は建設費のどのぐらいの割合を法人が自己負担するかを示すもので、一般的な割合として厚労省が22%を示していますが、個人的には少し低すぎるような気がします。

このほか、B) の大規模修繕の費用や、C) の建物以外の設備の再取得費用を合計して、「再取得に必要な財産」の額を算出します。

なお、このA) B) C) の額の算出には、それぞれ特例計算も定められていますので、詳細は「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」(平成29年1月24日/雇児発・社援発・老発0124第1号)の中に示されている「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」で確認していただく必要があります。

③ 必要な運転資金

この額は、当面の運転資金として手許に保有すべき財産の額として算出するもので、資金収支計算書における年間事業活動支出の額(2)の額の3か月分(1/4)とされています。

以上のように、①②③の控除対象財産を算出して合計し、「活用可能な財産」の額から控除して残額を算出します。その結果残額が生じた場合に計画を作成する必要があることは、冒頭に述べた通りです。ただし、ここでとても重要な特例計算の規定がありますので、紹介しておきましょう。

「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」 [リンク](#)
 (平成 29 年 1 月 24 日/雇児発・社援発・老発 0124 第 1 号)

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」の 3. (7)

主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等であって、現に社会福祉事業等の用に供している土地・建物を所有していない、又は当該土地・建物の価額が著しく低い場合(具体的には、(5)及び(6)の算定の結果の合計額と、年間事業活動支出((6)の②の㊦と同額とする。以下同じ。)とを比較して、当該合計額が年間事業活動支出を下回る場合とする。)の控除対象財産については、特例的な取扱いとして、将来的な事業用土地・建物の取得も考慮し、(2)の社会福祉充実残額の算定式にかかわらず、年間事業活動支出全額を控除することができること。

なお、この場合、(5)及び(6)の算定の結果については、控除しないこと。

この特例計算によって、

$$\text{活用可能な財産の額} < \text{事業活動支出計}$$

となる場合には、この時点で残額は生じないことが簡単に判別できますので、一度試算してみてもいかがでしょうか。

(注) 上記文章は“主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等”にのみ適用される、との解釈が可能ですが、厚労省の主旨としては、「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等であって、現に社会福祉事業等の用に供している土地・建物を所有していない」又は「当該土地・建物の価額が著しく低い場合」の特例であるというのが、現時点での最も有力な解釈です。

今年の決算は、いろいろと新しい作業が求められてご苦労が多くなることと存じます。ぜひ早めに準備をされ、余裕をもって決算に向かわれることをお勧めします。

今年度も最後までお付き合いいただき、ありがとうございました。

松本 和也氏



松本氏は当事業の相談を担当している専門家。全国各地での研修会開催、書籍の出版などの活動も行っている。株式会社福祉総研所属。

「あるある相談コーナー」今までのテーマ

- ①リース会計について
 - ②旧会計基準「支払資金」
 - ③新会計基準「支払資金」
 - ④新会計基準「給食用材料」
 - ⑤社会福祉法人 内部留保と情報公開
 - ⑥社会福祉法人制度改革のゆくえ
 - ⑦新会計基準の改正経緯・収入の勘定科目
 - ⑧費用の勘定科目の使い方
 - ⑨資金収支計算書と事業活動計算書
 - ⑩会計基準法令と平成 28 年度決算のスケジュール
 - ⑪社会福祉法改正で変わること(今後の留意点)
- ☆市社協 HP で過去の記事掲載しています!

「ksk-info」は川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業が4半期に1度発行している情報誌です。配信希望の川崎市社会福祉協議会会員の法人・施設にメールまたは、FAXにて社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしております。法人・施設内で情報を共有してご活用ください。また、情報誌や事業に関してご意見やご感想がございましたら下記までご連絡ください。